

# 徳之島町農業委員会

## 第8回定例会

### 議事録

令和6年8月16日

## 徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年8月16日（金）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

### 3. 議事日程

- 第1 議案第22号 農地法第3条許可取下げについて（1件）
- 第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について（11件）
- 第3 議案第24号 農地法第5条許可申請について（1件）
- 第4 議案第25号 農振農用地利用変更申出について（4件）
- 第5 議案第26号 農地地目変更申請について（1件）
- 第6 議案第27号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

### 4. 委員

		出席	13人	欠席	1人		
1番	出席	白	山 明	8番	出席	爲	島 良 一
2番	出席	平	山 正 也	9番	出席	武	島 光 子
3番	欠席	嶺	田 正 秀	10番	出席	藤	田 喜 文
4番	出席	崎	田 広 光	11番	出席	内	博 行
5番	出席	鮫	島 徹 三	12番	出席	林	慶 造
6番	出席	木	場 友 広	13番	出席	原	田 辰 法
7番	出席	嘉	山 杏 奈	14番	出席	里	美 幸

### 5. 農地最適化推進委員

		出席	3人	欠席	1人		
1番	出席	林	誠 一 郎	3番	欠席	泰	良 誠
2番	出席	福	洋 一	4番	出席	福	岡 佑 希

### 6. 事務局職員

局長	白	坂 貴 仁
次長	川	田 隆 博
主事	米	島 武勇幾

事務局

おはようございます。

これより令和6年度8月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

議長

本日は、3委員と3推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が11件、農地法第3条許可取消議案が1件、農振農用地利用変更申出議案が4件、農地法第5条許可申請議案が1件、農地地目変更申請議案が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計19件となっております。

署名委員は、6委員と7委員となっておりますので宜しくお願い致します。議案は、一括して事務局が説明する事に致します。補足等がありましたら、審議の段階で担当委員からお願い致します。

それでは議案22号、受付番号40号、農地法第3条許可取下げについて事務局より説明をお願い致します。

事務局

事務局から説明致します。農地法第3条許可申請取下げ申請について、受付番号1号、申請人・譲渡人が〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、伊仙町の〇〇〇〇さん〇〇歳。この案件につきましては、先月の定例会にかけまして許可いただいている案件であります。取下げ理由としましては、〇〇〇〇さんで申請したが、妻の〇〇〇〇〇で申請をやり直す為と言う事でできております。審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから議案22号について、質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願い致します。挙手が無ければ採決します。受付番号1号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして議案23号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号44号から54号まで事務局より一括して説明をお願い致します。

事務局

事務局から説明致します。受付番号44号、譲渡人、鹿児島市、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人、花徳、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、3,769㎡。権利取得後の面積が、3,769㎡の贈与の受贈です、叔父にあたります。

受付番号45号、愛知県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人、花徳、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、6,056㎡。権利取得後の面積が、8,741㎡の贈与の受贈となっております。

受付番号46号、大阪市、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲渡人、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,239㎡。権利取得後の面積が、1,239㎡の農業の縮小となっておりますが、〇〇さんはもう農業を廃業して、大阪の方に行かれてますので農業の廃止で新規登録です。〇〇万円で、反あたり〇〇万円となっております。

受付番号47号、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、母間の〇〇〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,920㎡。権利取得後の面積が、1,920㎡の農業の縮小の新規登録です。反あたり〇〇万円の〇〇〇万円です。これにつきましては、畑にタンカンがもう植えてあるのと、それにかなう機械も一緒に購入したと言う事です。

受付番号48号、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,213㎡。権利取得後の面積が、1,213㎡。農業の縮小で新規登録となっております。金額が〇〇〇万円なんですが、現況が〇反ぐらいあると言う事で、反〇〇万円の〇〇〇万円となっております。

受付番号49号、兵庫県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、徳和瀬の〇〇〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、657㎡。権利取得後の面積が、7,660㎡。反あたり〇〇万円の〇万円となっております。農業の縮小で規模拡大です。知人関係にあたるそうです。

受付番号50号、大阪府、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、804㎡。権利取得後の面積が、24,867㎡。農業の縮小の規模拡大で、反あたり〇〇万円の〇〇万円で購入しております。

受付番号51号、日置市の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、伊仙町の〇〇〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、541㎡。権利取得後の面積が、16,129㎡。伊仙町に畑があります。農業の廃止で規模拡大。〇〇万円で反あたり〇〇〇万円です。

事務局

受付番号52号、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇〇。申請区分面積が、1,900㎡。権利取得後の面積が、9,279㎡。農業の縮小の規模拡大です。〇〇〇万円の反あたり〇〇万円です。

受付番号53号、白井の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、伊仙町の〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、14,930㎡。権利取得後の面積が、114,359㎡。伊仙町の方に畑があります。これにつきましては、貸借になっております。5年間の反〇万円の貸借となっております。農業の廃止の規模拡大です。

受付番号54号、亀徳の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、7,805㎡。権利取得後の面積が、7,805㎡。農業の廃止の新規就農です。〇〇〇万円で、反あたり〇〇万円となっております。審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから議案23号について、質疑を行いたいと思います。受付番号44号について質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号44号について。許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号45号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

2委員

先程の説明では、〇〇さんと〇〇さんの関係がわからなかったのですが、受贈で贈与ですので、どういう関係なのか。

事務局

親戚にあたるそうです。

2委員

親戚。親戚で〇反あげると言う事ですかね。

13委員

〇〇さん前から畑をしていて、もう都会に行っているからいらぬと言う事で...

2委員

ちょっと面積が多かったもので、はいわかりました。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号45号について許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号46号について、質疑のある方は、挙手を持ってお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号46号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号47号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号47号について許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号48号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

4委員

宜しいですか。これあの1,213㎡と言うのは、登記簿で1,213㎡で既存の畑では、○反ぐらいあるわけですが..。

8委員

その登記簿上ではそうだけど、畑は一枚畑だけど、○○さんが広げて登記していなかったか、そのまま自分のちょっとだけ登記したか。

4委員

それじゃ区画整備されてなくて、既存の畑なんですね。土地改良も入ってなくて、ただ周りを広げていった～聞き取り不能。

委員	そうそう現況は、もう〇〇アールぐらい。
事務局	基盤整備も地積も入ってない所なんで..。
8委員	登記簿上はこうだけど実際は～聞き取り不能。
他委員	聞き取り不能。
事務局	本人がするのであれば、測量入れてやり直さないといけないですね。
8委員	母間の〇〇さん、昔測量してたけど、〇〇さんにきれいに測量入れさせて面積測って出した答えが、〇〇アールあまりあると言う事で、土地家屋にそれをちゃんと申請しているのかどうかわからん。
4委員	わかりました。
議長	<p>他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号48号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>許可する事に致します。</p> <p>続きまして受付番号49号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号49号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>許可する事に致します。</p> <p>続きまして受付番号50号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
4委員	ちょっと質問。その47・49・50もそうですけど、申請してゼロになるじゃないですか、そういうのは規模縮小なのか廃止なのかどうなるんですか。ゼ

	ロになる場合は。
事務局	どれですか。
4委員	〇さんとか、〇〇さんとか。
議長	ゼロになるし、ゼロにならないんじゃない、ゼロになってない。
4委員	ごめんなさい。間違いました。
事務局	申請して残りの面積が、台帳上残るのは縮小で。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号50号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。
	[全員挙手]
	許可する事に致します。
	続きまして受付番号51号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号51号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。
	[全員挙手]
	許可する事と致します。
	続きまして受付番号52号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。
2推進委員	〇〇〇〇〇について、どういう会社なんですか。
4委員	〇〇〇〇〇ですが、代表が〇〇〇〇さんで、ドローンとかじゃがいも散布とか、そういう会社です。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号52号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号53号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号53号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号54号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号54号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案24号、農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは事務局より説明致します。議案24条農地法第5条の申請について、写真が何枚かあるんですが、○○○とか○○○○○と書いてある薄い写真、裏と表があるのをお願い致します。申請人が、譲渡人、花徳の○○○○さん。

所有者が、○○○○さんになっております。譲受人が、亀津の○○○○○。不動産の表示が、徳之島町花徳○○○○○。変更前も畑で、変更後も畑で面積が、680㎡です。鹿児島県大島支庁徳之島事務所発注工事において、申請地の権利を設定し、現場事務所及び資材置場を構築する為の一時転用となっております。期間が、許可後から令和7年1月31日までの申請がきております。写真の方で見ていただいて、○○○の方から下に下りて行ったとこの畑

の680㎡を使わせていただきたいと言う事です。所有者と申請人が違いますが姉弟と言う事で、今、島にいます〇〇〇〇さんが管理していると言う事で申請がきています。審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これから議案24号について、質疑を行います。受付番号5号について、質疑のある方は、挙手を宜しくお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号5号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案25号、農振農用地利用変更申出について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。

事務局

手元に徳和瀬工場と言う3枚綴りの写真があると思いますが、1枚目が、受付番号4号・5号の〇〇〇〇さんの予定地の申請地の写真です。2枚目が、母間の〇〇〇建設する為の場所です。3枚目が、亀津の〇〇〇〇の申請場所になっております。農林水産課の方からお願い致します。

農林水産課

お疲れ様です。農林水産課の〇です。今回は、4件申請を伺っております。受付番号4号、〇〇〇〇さん。徳之島町亀津〇〇〇〇番地存住の方です。不動産の表示は、徳之島町諸田〇〇〇〇〇、地目は、畑になります。面積は、4,187㎡の内、313㎡。原因としては、簡易牛舎建設及び作業道路の為と言う事で、用途区分変更となっております。受付番号5号が、〇〇〇〇さん同じところですが、諸田〇〇〇〇〇。地目は、畑となっております。面積は、4,187㎡の内、次は2番目の方が、780㎡となっております。同じく簡易牛舎建設及び作業道路の為と、用途変更となっております。

受付番号6号が、〇〇〇〇で住所は、亀津の〇〇〇〇番地です。不動産の表示は、徳之島町母間〇〇〇〇〇。地目は、畑となっております。面積は、188㎡となっております。原因としては、緊急避難所への〇〇〇建設の為となっております。これは、除外申請となっております。

受付番号7号、同じく〇〇〇〇〇で、住所は、亀津〇〇〇〇番地です。不動産の表示は、徳之島町亀津〇〇〇〇〇になっております。地目は同じく、畑です。面積は、829㎡となっております。原因としては、緊急避難所への〇〇〇建設の為と言う事で、除外申請となっております。宜しくお願いします。

議長

これより議案25号について、質疑に入りたいと思います。受付番号4号・5号は一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号4号・5号について承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

続きまして受付番号6号について、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願い致します。

事務局

事務局からいいですか。この件につきましては、総務の方の担当がいないんですが、6号・7号についての緊急避難所の〇〇〇建設と言う事で、海拔が低い〇〇と〇〇で地元からの要望があって、緊急場所への〇〇〇の建設と言う事です。又、〇〇についてもですね、総務課の方から農業委員会会長宛に、〇〇緊急避難場所〇〇〇建設予定地の土地取得における農地台帳削除についてという風にあがってきております。本来、地目が畑なので、転用申請が必要かと思いますが、これにつきましては、土地収用法第3条の第32項に国・又は地方公共団体が設置する公園・緑地・広場・運動場・墓地・市場・その他公共用に供する施設については、転用許可が不要であると言う事で、これに該当するので、土地を町が取得していると言う事を報告させていただきます。宜しくお願い致します。

13委員

海拔は、どれくらいあるの。

事務局

すいません。詳しくはないのですが、20メートルあると思います。

8委員

その土地は、集落の人がゲートボール、昔から何十年も広場で、農地としては、覚えてる限り使ってない、実際は...

議長	他にございませんか。
9委員	一ついいですか。こういう〇〇〇を避難所に作る時に区画整備している所はどうなるの。
農林水産課	区画整備してても、公共的なものだったら大丈夫。
事務局	区画整備している所も、要件があって除外できて、例外としましては、花徳の〇〇〇あそこは区画整備した畑でしたが、隅っこと言う事で、農用区域の隅っこなんで、集落にも近いと言う事で外して土地収用法で公共性が高いと言う事で転用許可なしで整備しています。
2委員	ちょっとこの受付番号7なんですけど、写真が昔の写真なんですよね。今、この〇〇〇〇全部きれいに土地してありますので、出来たらこの図面があまりにもわかりにくいって言うのかな。マジックで黒く細長くしてあるんだけど、公用地と私有地が入ってると思うんですけど、駐車場の部分とそこあたりもうちょっと新しい写真にしてもらいたい..。
事務局	ちょっと新しい写真にすれば良かったんですけど、急斜地の工事が入って回りきれいにして、集落の方からは急斜地にあがれるように階段が設置してあります。上の方に〇〇〇〇も神社の方もきれいに整備して鳥居も作っています。わかりにくいんですが、その赤い・黒い線が実際町が買ったところで、残りはまだ私有地で道と道の奥にこのトイレを作る形。
2委員	私有地に入れるようになってるのかな、駐車場がありますよね。きれいなのか実際は。
事務局	奥の方になりますね。この入り口からちょっと細長くなってるのが道。横はキビ畑で境界して、分筆して買ってあるみたいです。
2委員	出来ましたらもうちょっと正確な地図にして。
事務局	ですね。わかりました。
2委員	この地権者とも関係があるので、ちょっとわかりにくいのでお願いします。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決に入ります。受付番号6号・7号について、承認する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

議長

続きまして議案26号、農地地目変更申請について、事務局より宜しくお願い致します。

事務局

事務局より説明致します。残り一枚の写真があるかと思いますが、受付番号1号、対象の変更地が、亀徳の〇〇〇〇〇、面積が155㎡。登記地目が畑で現況は、原野。所有者氏名が、〇〇〇さん。現況確認日が、令和6年8月9日に確認しております。これにつきましては、申請地は、国調区域内にあるが、筆界未定地であり、官有地を除く隣接地全てが原野であると言う事で、去年10月の定例会に亀徳の今、〇〇〇を建設している〇〇〇住宅の海岸沿いの土地なんです、筆界未定であったので未定地で、この四角の部分が2,250の農地なんです、〇〇〇〇〇であったんですが、今回、〇〇〇さんが取得しましたので、ここも〇〇〇〇〇と言う事であがってきております。ここに行く入り口もなく、傾斜地で石がゴロゴロして、農地として使用が難しいのではないかと言う事で、前回条件を出したのは国有地と浜の境界をしっかりとするとすると言うので許可しております。

審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これより受付番号1号について、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。

2委員

いいですか。今、この一連の〇〇さんの下のこの予定地が155㎡ですか。

事務局

そうですね。

2委員

ここ道はない。ここの裏に細長く道ある。これは、道じゃないんですか。

事務局

これが道で、人が通れるぐらいの道なんで、ここに行く手段がないように

なっております。この住宅を横切ってこの人が、通れる道に行くような、前回までこの土地が、〇〇〇〇〇だったんですが、〇さんが取得したと言う事で。

2委員

まあ今、〇〇〇〇〇建設に伴って、この〇〇さんが移転するかどうかと言う、これ移転しないと大きな救急車とか通れないんですよね。そこあたりも絡んでくるから。道がない所ですので浜からもあがれないんですか。

事務局

浜から行くと、今度〇さん取得したんですけど、今までは別の人だったんで、〇さんの畑を通らないと行けない。多分ここは行けないと思うんですね。下からずっと荒れてた畑みたいで、浜からずっと上の方に傾斜になっております。

2委員

ここに〇〇さんの家が、一軒家ポツンとありますよね。どちらかわからないんですけど。

事務局

ちょっとここ薄い白っぽい建物、上の方に。

2委員

ここだけがまだ整備ついてないんでしょうか。とにかく浜は、国のものですから〇〇〇と〇ともめないように、将来、病院が出来る事によって、ここ辺り全部宅地化されると思うんですね。後でトラブルにならないように慎重にお願いしたいと思います。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号1号について採決します。採決番号1号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして議案27号について、事務局の方から宜しくお願い致します。

事務局

議案27号について、事務局から説明致します。受付番号4号です。3枚目をお願い致します。農地中間管理権及び利用権の設定についてです。NO. 1からN

0.8まであります。受け手の方が、NO.1〇〇〇〇さん。花徳〇〇〇〇〇。期間が令和6年11月1日から令和6年10月31日の10年間となっております。出し手の方が、〇〇〇〇さんです。NO.2からNO.6。受け手が、亀津の〇〇〇〇〇〇さん。亀津〇〇〇〇〇から亀津の〇〇〇〇〇の〇筆となっております。期間が、同じく10年間の使用貸借となっております。出し手が、亀津の〇〇〇〇〇さんになっています。

事務局

続きましてNO.7。亀津の〇〇〇〇さん。亀津〇〇〇〇〇。同じく期間が10年間の使用貸借です。出し手が、亀津の〇〇〇〇〇〇〇です。最後NO.8。亀津の〇〇〇〇〇〇〇さん。亀津〇〇〇〇〇〇〇です。同じく使用貸借の10年間。

出し手が、〇〇〇〇〇〇〇さんになっております。審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これより質疑に入りたいと思います。受付番号4号について、質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号4号について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。以上案件は終わります。

令和6年8月16日

署名委員

木 場 友 広

嘉 山 杏 奈